



発行 新潟県

第 89 号

平成27年11月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

57 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）

告 示

- 1424 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1425 保安林の指定予定（治山課）
- 1426 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1427 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1428 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1429 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1430 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1431 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

規 則

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第57号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>第3号様式（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">新潟県収入証紙貼り付け欄</div> <p style="text-align: center;">広告物等更新許可申請書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">(略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">許可番号</td> <td style="width: 15%;">第 号</td> </tr> <tr> <td>表示（設置）年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p><u>3</u> 表示（設置）年月日の欄には、当該広告物等の表示（設置）年月日（表示（設置）年月日が不明の場合は、当初の許可年月日）を記入すること。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(略)</p>	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	表示（設置）年月日	年 月 日			<p>第3号様式（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">新潟県収入証紙はり付け欄</div> <p style="text-align: center;">広告物等更新許可申請書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">(略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">許可番号</td> <td style="width: 15%;">第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(略)</p>	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号				
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号														
表示（設置）年月日	年 月 日																
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号														

第2条 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第11条関係)

広 告 物 等 点 検 書

区分	点 検 内 容	補修を要する 不良箇所		補修の概要	
		無	有	補修完了予定年月日	補修の内容
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	無	有	年 月 日	
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	無	有		
支持部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無	有	年 月 日	
	2 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	無	有		
	3 鉄骨接続部(ボルト)のゆるみ、欠落	無	有		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	無	有	年 月 日	
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化	無	有		
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常	無	有		
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび	無	有	年 月 日	
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	無	有		
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	無	有		
照明装置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光	無	有	年 月 日	
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水	無	有		
	3 ネオン管・サポート類の破損	無	有		
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	無	有		
分電盤	1 分電盤の腐食、破損	無	有	年 月 日	
	2 電源配線経路の腐食、破損	無	有		
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	無	有		
その他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	無	有	年 月 日	
	2 図面との相違の有無	無	有		
	3 その他点検した事項 ( )	無	有		
特記事項					
<p>上記のとおり点検を行った。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">点検者 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="margin-right: 2em;">1 広告物等試験合格者</span> <span style="margin-right: 2em;">2 一級建築士</span> <span style="font-size: 2em;">}</span>   <span style="margin-right: 2em;">3 ネオン工事士</span> <span style="margin-right: 2em;">4 知事が認定する者</span> </p> <p>上記の点検及び補修内容について確認し、了承した。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>					

注 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第16条第3項各号に掲げる者とし、点検者の欄の( )内の該当する番号を○で囲むこと。

## 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 告 示

## ◎新潟県告示第1424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
南魚沼市民病院	南魚沼市六日町 2643番地1	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	平成27年11月1日
南魚沼市民病院	南魚沼市六日町 2643番地1	育成医療・更生医療 (口腔に関する医療)	平成27年11月1日
南魚沼市民病院	南魚沼市六日町 2643番地1	育成医療・更生医療 (整形外科に関する医療)	平成27年11月1日

## ◎新潟県告示第1425号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県佐渡市三川 2658 の 14
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
岩 沢	区画整理（農地環境整備）事業	村上市	平成27年9月17日

## ◎新潟県告示第1427号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
関川村	関川村の地籍図及び地籍簿 大字中束の一部

## 2 認証年月日

平成27年11月9日

## ◎新潟県告示第1428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年12月15日新潟県告示第1763号）を次のとおり解除する。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡川地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(1)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(2)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(4)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小栗田地区	小千谷市大字小栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小栗田(2)地区	小千谷市大字小栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小栗田(3)地区	小千谷市大字小栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横渡(2)地区	小千谷市大字横渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

横渡地区	小千谷市大字横渡	次の図のとおり	地すべり
横渡(H25)地区	小千谷市大字横渡	次の図のとおり	地すべり
時之島地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万年地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時之島(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之沢(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之沢(3)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山新田(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹久保(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若栃(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若栃(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若栃(3)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源藤山(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石名坂(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源藤山(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
干三地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上沢地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時之島(3)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万年沢1地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	土石流
中山沢地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	土石流

万年沢2地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	土石流
真人町(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	土石流
市之沢地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
中山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
源藤山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
栗山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
北山(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
山新田地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
北山(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
若栃地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
孫四郎地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり
芹久保地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡川地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(1)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(2)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(4)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小栗田地区	小千谷市大字小栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小栗田(3)地区	小千谷市大字小栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横渡(2)地区	小千谷市大字横渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万年地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時之島(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之沢(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市之沢(3)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山新田(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹久保(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若栃(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若栃(2)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若栃(3)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源藤山(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時之島(3)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真人町(1)地区	小千谷市真人町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仙納川(1)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(2)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流
仙納川(4)地区	糸魚川市大字仙納	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦



覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
南魚沼市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業
  - (2) 名称 南魚沼市大和公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和62年9月25日から平成33年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

昭和62年新潟県告示第2481号、平成8年新潟県告示第1068号、平成13年新潟県告示第2147号、平成18年新潟県告示第495号、平成23年新潟県告示第452号の事業地のうち、南魚沼市浦佐北島、南魚沼市浦佐堂ノ入、南魚沼市浦佐段野、南魚沼市浦佐門山、南魚沼市浦佐十二ノ木、南魚沼市浦佐大久保及び南魚沼市浦佐八色の全部の区域、並びに南魚沼市浦佐一水口、南魚沼市浦佐浅地、南魚沼市浦佐中道及び南魚沼市浦佐追分の各一部の区域を削る。

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年11月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 （仮称）喜多町ショッピングセンター  
所在地 長岡市喜多町土地区画整理事業地内4街区  
設置者 中興ビルディング株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 平成27年6月30日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成27年11月17日から平成27年12月17日まで

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、無散瞳眼底カメラについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年11月17日

新潟県立柿崎病院長 藤森 勝也

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

無散瞳眼底カメラ 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成28年2月29日（月）

## (4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年11月24日（火）午後4時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年11月27日（金）午後1時30分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立十日町病院物品移設業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年11月17日

新潟県病院局事業管理者 若月 道秀

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

新潟県立十日町病院物品移設業務委託 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

契約締結日から平成28年5月20日まで

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 指名停止期間中の者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申し立てがなされている者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申し立てがなされている者

オ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

## (2) 新潟県内に事業所を有する者であること。

## (3) 日本国内において、過去5年以内に、300床以上の病院における移転業務の履行実績を有する者であること。

## (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

## (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5705

Eメール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

## (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の場所で交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成27年11月30日(月)午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき、会社概要又は会社概要がわかる会社パンフレット等を平成27年11月25日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。